

証券コード:3161
平成28年7月6日

株 主 各 位

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

アゼアス株式会社

代表取締役社長 黒 田 良

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年7月26日（火曜日）の営業時間終了時（午後5時45分）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年7月27日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第75期（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
 - 第4号議案 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の導入の件

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎修正事項の通知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.azearth.co.jp>) において、その旨掲載しますので、あらかじめご承知下さい。

◎クールビズスタイルでの株主総会開催

当日は、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年5月1日から平成28年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の経済・金融政策によって、企業業績に改善が見られ、引き続き緩やかな回復基調が見られましたが、中国等アジア諸国の経済成長の鈍化など不安定な状況が見られ、特に後半期にかけて世界経済の減速感が増しており、景気は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境下、主力事業であります防護服・環境資機材事業においては、官公庁関連の大口需要への対応があり、増収増益となりましたが、たたみ資材事業をとりまく環境は引き続き厳しく、またアパレル資材事業及び中国子会社においても当初計画の売上を確保することができなかったため、当連結会計年度の売上高は10,134百万円（前年同期比1.9%減）、営業利益は79百万円（前年同期比54.5%減）、経常利益は91百万円（前年同期比49.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は107百万円（前年同期比4.4%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

防護服・環境資機材事業におきましては、化学工場やヘルスケア分野における防護服の新規需要の開拓を行い、震災復興関連では、引き続き東京電力福島第一原子力発電所事故作業に伴う需要への対応を進めてまいりました。また、新型インフルエンザ等の新型感染症に対し、国内の病院、自治体等の需要が発生し、対応を進めてまいりました。その結果売上高は4,695百万円（前年同期比9.6%増）、セグメント利益（営業利益）は376百万円（前年同期比7.0%増）と増収増益となりました。

たたみ資材事業におきましては、消費増税に起因する需要減の影響が当連結会計年度も色濃く残されており、主力商品の畳表が供給過剰による相場下落により顧客の購入意欲が減退し、期を通じて苦戦することになりました。フォーム、ボード等の畳床資材につきましては、下期に回復傾向に転じましたが、畳表の減少を補うには至らず、売上面は、厳しい結果となりました。そのため、営業体制の見直しを実施し経費の削減に努めました。この結果、たたみ資材事業の売上高は1,396百万円（前年同期比7.3%減）、セグメント利益（営業利益）は36百万円（前年同期比66.9%増）となり減収増益となりました。

アパレル資材事業におきましては、当連結会計年度特に販売強化を行ったA S

E A N向け三国間貿易や中国を中心とした保税デリバリーによる売上が貢献したものの、学生服アパレルの生産調整と仕様変更を控えた一部大口ワーキングウェア案件の大幅減産に加え、特に下期においては暖冬の影響による冬物衣料の販売減による大幅減産が行われ、スポーツ・カジュアル分野以外の各分野において販売減となりました。また収益面でも価格競争が激化する中、海外商材を中心とした商品調達価格の上昇が利益率低下を招き、アパレル資材事業の売上高は3,032百万円（前年同期比6.1%減）、セグメント利益（営業利益）は109百万円（前年同期比20.7%減）と減収減益となりました。

セグメント別売上高（連結ベース）

（単位：百万円）

事業部名	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
防護服・環境資機材事業	4,282	41.5%	4,695	46.3%	413	9.6%
たたみ資材事業	1,506	14.6%	1,396	13.8%	△110	△7.3%
アパレル資材事業	3,231	31.3%	3,032	29.9%	△198	△6.1%
その他事業	1,308	12.6%	1,009	10.0%	△298	△22.8%
合計	10,328	100.0%	10,134	100.0%	△194	△1.9%

その他事業は全額中国子会社の事業であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は302百万円であります。

その主なものは、秋田県大仙市の製造拠点アゼアデザインセンター秋田の取得247百万円とシステム環境整備のための投資21百万円であります。

また、埼玉県越谷市の物件等の売却により土地9百万円、建物等13百万円が減少しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社の所要資金として金融機関より長期借入金として300百万円の調達を行い、約定返済により37.5百万円返済した結果、長期借入金が262.5百万円増加しました。また、社債は、償還により80百万円減少しました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 連結ベース

(単位：百万円)

	第72期 (平成25年4月期)	第73期 (平成26年4月期)	第74期 (平成27年4月期)	第75期 (平成28年4月期)
売上高	8,636	8,982	10,328	10,134
親会社株主に帰属する当期純利益	39	78	112	107
1株当たり当期純利益	6.68円	13.13円	18.49円	18.35円
純資産	5,159	5,244	5,338	5,175
総資産	7,638	7,792	7,918	7,710

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 単体ベース

(単位：百万円)

	第72期 (平成25年4月期)	第73期 (平成26年4月期)	第74期 (平成27年4月期)	第75期 (平成28年4月期)
売上高	7,787	7,466	7,709	7,910
当期純利益	80	51	63	87
1株当たり当期純利益	13.66円	8.62円	10.53円	15.00円
純資産	4,966	4,976	4,966	4,808
総資産	7,252	7,052	7,048	6,985

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取組みを進めております。

① 防護服市場の拡大

日本における防護服の普及率は欧米に比べ低いため、今後更なる事業拡大の余地があります。防護服の着用が更に普及するよう様々な分野において、防護服のメリットを訴え、啓発活動を行うことにより市場を拡大させていく必要があります。

このため、研究開発機能を強化し、医療研究機関向け防護服、難燃防護服、高視認性防護服、農作業用防護服等の当社独自の企画による製品を開発し、新たな市場の拡大に取り組んでおります。その一環として、秋田県大仙市に「ア

ゼアスデザインセンター秋田」の設備投資をし、本年4月より本格稼働をいたしました。今後とも商品の企画開発力の一層強化に努めてまいります。

② グローバル化への対応

現状海外向けの売上高は、アパレル資材事業を中心に連結売上高の10%未満の水準にあります。防護服・環境資機材事業、たたみ資材事業とも、主に国内向けに販売しており、今後一層の売上高の増加のためには、海外向け売上高を増加させていく必要があります。そのための商売の仕組み作り、社員教育等に取組中であります。

③ 新たな事業の柱

今後企業として尚一層の発展を遂げていくには、防護服・環境資機材事業に次ぐ新たな成長事業が必要と判断されます。その一環として、防護服・環境資機材事業とのシナジー効果を最大限に活かした事業を検討しております。本年3月に株式会社ノルメカエイシアに一部出資をし、同社が強みを発揮する災害・救急医療分野における防護服等の安全保護具の販売を強化する方針です。更に隣接分野に拘わらず広く新しい事業の柱を検討していく方針です。

④ 人材の育成と確保

当社グループが今後も継続的発展を遂げていくためには、人材の確保と育成は重要課題として位置付けております。継続的な採用活動による人材の確保及び新卒者の育成とフォローアップ体制の整備に注力し、早期戦力化を図ってまいります。また高齢者雇用においても、社員の多能化を図るとともに多様化する雇用形態に対応してまいります。

⑤ 内部統制の強化と業務の効率化

中国子会社での規程類の整備を進める等、連結ベースでの内部統制強化に引き続き取り組んでおります。業務の効率化については、防護服・環境資機材事業について、一昨年インターネット利用による受注システム（WEB-EDIシステム）を導入しましたが、昨年は多くの取引先に活用頂くようになりました。更に、営業活動においてもICT（情報通信技術）活用を進め、顧客サービスの向上と業務効率化を進めております。

(7) 主要な事業内容(平成28年4月30日現在)

① 防護服・環境資機材事業

化学防護服、作業用防護服、環境資機材の製造販売

② たたみ資材事業

畳表、各種畳材料の販売及び畳工事の施工

③ アパレル資材事業

裏地、芯地、型カット品その他繊維副資材の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場ならびに従業員の状況（平成28年4月30日現在）

① 主な事業所

(国内事業所)

本社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目7番6号
児島事業所	岡山県倉敷市児島元浜町138番地2
岡山事業所	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
関東物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷464番地
西日本物流センター	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
アゼアスデザイン センター秋田	秋田県大仙市戸地谷字大和田176番地1

(子会社)

丸幸株式会社	群馬県太田市清原町5番地11
--------	----------------

(海外現地法人)

日里服装輔料(上海)有限公司	中国上海市閔行区黎案路1189号6号楼
日里服装輔料(大連)有限公司	中国大連経済技術開発区万宝街10-2-2号
大連保税区日里貿易有限公司	中国大連経済技術開発区万宝街10-2-2号
丸幸国際貿易(上海)有限公司	中国上海市閔行区黎案路1189号6号楼

(海外駐在員事務所)

ベトナム駐在員事務所	31st Floor, 37 Ton Duc Thang Street, Saigon Trade Center, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City
------------	---

② 従業員の状況

従業員数	243 (34) 名
------	------------

(注) 使用人兼務役員は含まれておりません。() 内は臨時従業員の年間平均雇用人員の内数です。

(9) 主要な借入先及び借入額の状況（平成28年4月30日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
日里服装輔料(上海)有限公司	40,000千円	100%	繊維副資材の製造販売
日里服装輔料(大連)有限公司	140,000米\$	100%	繊維副資材の製造販売
大連保稅区日里貿易有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売
丸 幸 株 式 会 社	24,000千円	100%	衣料素材・副資材の企画・販売
丸幸国際貿易(上海)有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売

(注) 丸幸国際貿易(上海)有限公司は、丸幸株式会社の100%子会社です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 6,085,401株

(3) 株主数

4,529名

(4) 自己株式の数

普通株式 343,096株

(5) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 裕 生	586,113株	10.21%
アゼアス従業員持株会	154,064	2.68
澤 田 匡 宏	150,000	2.61
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125,000	2.18
株 式 会 社 広 島 銀 行	125,000	2.18
倉 敷 織 維 加 工 株 式 会 社	100,000	1.74
須 藤 素 子	87,600	1.53
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	80,000	1.39
蝶 理 株 式 会 社	80,000	1.39
バ ッ ク レ イ 麻 知 子	80,000	1.39

(注) 1. 当社は、自己株式を343,096株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における取締役及び監査役が保有する新株予約権等に関する事項
第1回新株予約権は、平成28年4月4日に行使期間が満了いたしましたので、該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
取 締 役 会 長	鈴 木 裕 生	
代 表 取 締 役 社 長	黒 田 良	
取 締 役	斉 藤 文 明	執行役員 防護服・環境資機材営業第一部部長
取 締 役	羽 場 恒 彦	執行役員 総務経理部部長 丸幸株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
取 締 役	横 山 太 郎	執行役員 たたみ資材営業部部長
取 締 役	山 岡 司	執行役員 アパレル資材営業部部長 丸幸株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 本 凱 也	
常 勤 監 査 役	安 部 惣二郎	丸幸株式会社監査役
監 査 役	加 毛 修	銀座総合法律事務所所長 学校法人巣鴨学園理事
監 査 役	廣 重 正 喜	

- (注) 1. 取締役山岡司、藤本凱也の両氏は、平成27年7月28日開催の第74期定時株主総会において取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役沼尻俊一氏は、平成27年7月28日開催の第74期定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役藤本凱也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役加毛修、廣重正喜の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役廣重正喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
黒田 良	取締役顧問 アパレル・ たたみ資材営業本部長	代表取締役社長	平成27年7月28日
羽場 恒彦	取締役執行役員 管理本部長兼経理部部長	取締役執行役員 総務経理部部長	平成27年8月1日

7. 本年5月1日付で、取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏 名	異動前	異動後
斉藤 文明	取締役執行役員 防護服・環境資機材営業第一部部長	取締役執行役員 防護服・環境資機材営業部部長
横山 太郎	取締役執行役員 たたみ資材営業部部長	取締役執行役員 サプライチェーン部部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役	8名	88,942千円
監 査 役	3名	13,640千円
合 計	11名	102,582千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,680千円（取締役

- 7,880千円、監査役800千円)が含まれています。
- 上記支給額には、使用人兼務取締役4名の使用人分給与8,640千円は含まれておりません。
 - 取締役の報酬限度額(使用人分給与は含まない)は、平成24年7月27日開催の第71期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
 - 監査役の報酬限度額は、平成24年7月27日開催の第71期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
 - 当事業年度に係る社外取締役1名及び社外監査役2名の報酬等の総額は8,900千円であります。
 - 平成27年7月28日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して14,520千円支給しております。なお、そのうち3,000千円は役員退職慰労金として上記支給額に含まれております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役

藤本 凱也(平成27年7月28日就任)

(2) 社外監査役

加毛 修(平成18年7月28日就任)

廣重 正喜(平成18年7月28日就任)

(3) 社外役員の会社法施行規則第124条第1号から第3号に定める業務執行者の兼務状況及び兼務先との関係

該当事項はありません。

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況ならびに取締役会及び監査役会における発言の状況

区 分	氏 名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	藤 本 凱 也	平成27年7月の就任後 取締役会11回のうち10回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外監査役	加 毛 修	取締役会16回のうち16回出席 監査役会14回のうち14回出席	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。
社外監査役	廣 重 正 喜	取締役会16回のうち15回出席 監査役会14回のうち13回出席	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ② 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

(5) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨の規定を定款第29条に設けており、社外取締役 藤本 凱也氏、社外監査役 加毛 修氏及び同 廣重 正喜氏と責任限定契約を締結しております。

損害賠償の限度は、100万円又は職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（退職慰労金を含む）の2年分に新株予約権の行使又は譲渡に係る利益を加えた合計額のいずれか高い額となっております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数」(注)5.に記載のとおりであります。

- (7) 社外役員が当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,216千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,216千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 会計監査人に対しての非監査業務に対する対価の支払いはありません。
3. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

(5) 責任限定契約の内容

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第29条に設けており、会計監査人新日本有限責任監査法人と責任限定契約を締結しております。

損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とします。

(6) 当社の連結子会社である日里服装輔料(上海)有限公司は、上海中佳永信会計師事務所有限公司の、日里服装輔料(大連)有限公司、大連保稅区日里貿易有限公司は、遼寧柏利会計師事務所有限公司の監査等を受けております。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制の決定内容】

当社は、平成18年5月13日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号等に定める体制の整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。（最終改正：平成27年8月1日）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社グル

ープ会社の法令等遵守及び業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理、経営理念及び「経営理念の実践」に基づき制定した「企業行動規範」並びに「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し（以下「コンプライアンス」という）、取締役自らによる率先垂範並びに定期的研修を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ②代表取締役は、コンプライアンスの徹底強化のため、取締役執行役員総務経理部部長をコンプライアンス全体の総括責任者（以下「コンプライアンス総括責任者」という）に任命し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。総務経理部は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ③当社は、執行役員制度に基づき、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
- ④当社は、従業員が法令、定款もしくはその他社内規程上、違反または疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報制度管理規程」を制定した。
- ⑤取締役は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス違反に関する事実を知り得た時には、遅滞無く取締役会、監査役会に報告する。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「会社保有データ取扱い規程」、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、適正に当該情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、整理・保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に取締役執行役員総務経理部部長を任命する。

③監査役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役は、取締役執行役員総務経理部部長をリスク管理に関する総括実施責任者として任命し、取締役執行役員総務経理部部長は全社的なリスクの統括管理に当る。

②取締役執行役員総務経理部部長は、各部等の担当執行役員と共に、リスク管理体制を構築し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を図る。

③会社の経営、人命、社会及び環境に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した時は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を対策本部長、全取締役及び総務経理部部長を各対応責任者とする危機管理対策本部を設置し、社内外広報・顧客対応・実務対応・情報収集・防止対策等の必要なリスク対応を図る。

④監査役及び内部監査室は連携して各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

②また、決裁に関する「職務権限規程」に基づき、執行役員である部長の職務分担に定められた決裁権限基準に従い決裁を行う。
ただし、重要な事項については取締役会等において審議の上、遂行決定を行う。

③当該担当業務の遂行については、業務分掌と責任を明確にした「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務遂行する。

④月1回開催される執行役員会及び営業報告会等の会議において、営業の進捗状況、経営計画の進捗状況、財務の状況等経営全般に関わる事項に関して審議検討し、遂行決定を行う。

⑤取締役会は、各部等担当執行役員に各部、室の経営計画に基づいた業務遂行状況を定期的に報告させ、その状況を監督する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、取締役執行役員総務経理部部长、取締役または担当執行役員は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の運営管理及び支援業務を行う。また当社グループ会社に対し、各社の取締役・従業員の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を義務づける。

②当社グループ会社の所轄業務については、効率的な業務遂行、法令等の遵守体制、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社取締役または担当執行役員が統括管理する。当社グループ会社においても「リスク管理規程」を定め、グループ一体となったリスク管理体制を構築することにより、当社グループ会社についても、損失の危険の管理を徹底する。

③当社グループ会社においては、それぞれの会社の実態に即して、業務分掌、職務権限を定め、業務を適正かつ効率的に遂行する。各社の取締役として当社社員を配し、連携を密にして、情報の共有化と業務の効率化を図る。

④当社グループ会社の共通の規程として「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度管理規程」等を定め、当社グループ会社においても、取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑤当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。また、当社監査役から業務執行

に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。報告した者については、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない。

- ⑥監査役及び内部監査室は連携して、当社グループ会社の管理体制を監査し、その結果を取締役に報告する。

また、取締役会は、定期的にグループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

- (6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役会が監査業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当社従業員が監査役の監査業務を補助する。

- ②監査役は当社従業員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該従業員は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

また、当該従業員の人事異動、懲戒処分、人事考課等の人事権については、監査役の同意を得る。

- (7) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、「監査役への報告規程」に基づき、監査役にその都度報告するものとする。なお、同規程は、報告した者について、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨等を規定している。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務遂行状況を把握するため、取締役会に出席する。また、執行役員会等の重要な会議に出席することができる。

また、業務遂行に関する重要な書類等の閲覧並びに、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。

- ③代表取締役社長と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合をもつ。

また、監査役は会計監査人及び内部監査室、コンプライアンス総括責任者との緊密な連携を保つよう努め、監査の実効性確保を図る。

④監査役は必要に応じて、当社の会計監査人及びその他外部の専門家の助言を求めることができる。

⑤監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、職務の執行が滞りなく行われるよう、前払または適当な期間後に処理する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

①当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとるものとし、取引を含めた一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、基本方針とする。

②反社会的勢力排除については、社内研修を通じ周知徹底し、不当要求等を受けた場合は毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

役員及び従業員一人一人がコンプライアンスの重要性を認識するため、全員が期初に「コンプライアンス宣誓書」を総務経理部に提出しております。また、規程説明会でコンプライアンス・マニュアルの説明を行い周知を図っております。

法令違反行為などコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見して解決するため、社内及び社外の通報窓口を設けて中国子会社を含むグループ全社において、内部通報制度の実効性向上を図っております。同制度及び通報窓口については、全社員に年2回案内をして制度の周知を図っております。

また、コンプライアンス上の問題がないかどうかを定期的に確認するため、全

社員が年2回、「コンプライアンス点検報告書」を総務経理部に提出しております。

(3) リスク管理体制

毎期、リスク管理項目の洗い替えを行い、当該リスクへの対応状況は、月1回開催される執行役員会で随時報告しております。

また、危機管理規程及び緊急事態対策マニュアルを定めており、随時内容の見直しを行っております。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画書を作成し、業務監査を行うとともに、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価も行っております。また、必要に応じ、改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施しております。

(5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、また、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で定期会合を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、内部監査室とも定期会合を実施し、執行役員会、リスク管理委員会、営業報告会等重要な会議に出席するとともに稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(備考) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

なお、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成28年 4 月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,737,536)	流動負債	(1,906,175)
現金及び預金	1,784,758	支払手形及び買掛金	1,245,182
受取手形及び売掛金	2,596,909	電子記録債務	233,922
商品及び製品	1,054,030	短期借入金	13,700
仕掛品	2,886	1年内償還予定の社債	80,000
原材料	156,047	1年内返済予定の長期借入金	75,000
繰延税金資産	45,225	未払金	45,860
その他	112,246	未払法人税等	49,503
貸倒引当金	△14,568	賞与引当金	56,300
		その他	106,706
固定資産	(1,972,464)	固定負債	(628,319)
有形固定資産	(1,524,174)	社債	155,000
建物及び構築物	731,784	長期借入金	187,500
機械装置及び運搬具	58,307	役員退職慰労引当金	108,320
土地	681,728	退職給付に係る負債	177,499
その他	52,353	負 債 合 計	2,534,494
無形固定資産	(122,211)	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(326,079)	株主資本	(5,051,399)
投資有価証券	163,505	資本金	887,645
保険積立金	101,507	資本剰余金	1,094,103
繰延税金資産	10,580	利益剰余金	3,266,591
その他	63,793	自己株式	△196,940
貸倒引当金	△13,307	その他の包括利益累計額	(124,107)
		その他有価証券評価差額金	30,846
		為替換算調整勘定	93,261
		純 資 産 合 計	5,175,506
資 産 合 計	7,710,001	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,710,001

連 結 損 益 計 算 書

平成27年 5 月 1 日から
平成28年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		10,134,134
売上原価		8,357,524
売上総利益		1,776,610
販売費及び一般管理費		1,697,416
営業利益		79,194
営業外収益		
受取利息	722	
受取配当金	4,162	
為替差益	2,918	
受取賃貸料	120	
受取保険金	3,560	
保険解約返戻金	2,514	
その他	2,347	16,346
営業外費用		
支払利息	2,811	
その他	1,050	3,861
経常利益		91,679
特別利益		
固定資産売却益	8,247	
投資有価証券売却益	75,927	84,175
特別損失		
固定資産売却損	3,636	
固定資産除却損	901	
減損損失	37	
投資有価証券評価損	526	5,101
税金等調整前当期純利益		170,753
法人税、住民税及び事業税	59,998	
法人税等調整額	3,668	63,667
当期純利益		107,086
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		107,086

連結株主資本等変動計算書

平成27年 5 月 1 日から
平成28年 4 月 30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 27 年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,096,906	3,219,257	△60,317	5,143,491
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59,753		△59,753
親会社株主に帰属 する当期純利益			107,086		107,086
自己株式の取得				△146,841	△146,841
自己株式の処分		△2,802		10,218	7,416
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,802	47,333	△136,623	△92,092
平成 28 年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,094,103	3,266,591	△196,940	5,051,399

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成 27 年 5 月 1 日 残 高	78,689	116,191	194,881	5,338,373
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			—	△59,753
親会社株主に帰属 する当期純利益			—	107,086
自己株式の取得			—	△146,841
自己株式の処分			—	7,416
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△47,843	△22,930	△70,774	△70,774
連結会計年度中の変動額合計	△47,843	△22,930	△70,774	△162,866
平成 28 年 4 月 30 日 残 高	30,846	93,261	124,107	5,175,506

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数…………… 4 社

連結子会社の名称…………… 日里服装輔料（上海）有限公司

日里服装輔料（大連）有限公司

大連保稅区日里貿易有限公司

丸幸株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称…………… 丸幸国際貿易(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

丸幸国際貿易(上海)有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年度の税制改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

当連結会計年度における該当資産はありません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

重要な外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付の支払に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響額はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年5月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する主な法定実効税率は、前連結会計年度において使用した32.30%から、平成28年5月1日に開始する連結会計年度及び平成29年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,558千円減少し、法人税等調整額は4,295千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形 134,399千円

2. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 38,190千円

上記に対応する債務

支払手形及び買掛金 110,052千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,084,012千円

4. 受取手形裏書譲渡高 60,923千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,085,401株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年7月28日 定時株主総会	普通株式	59,753	10.00	平成27年4月30日	平成27年7月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年7月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,423	10.00	平成28年 4月30日	平成28年 7月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価及び発行体の財政状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。将来の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引に限定し取引の執行・管理については内規に基づき、行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の「重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(*) (千円)	時価(*) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,784,758	1,784,758	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	2,596,909 △14,568		
	2,582,340	2,582,340	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	115,041	115,041	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,245,182)	(1,245,182)	—
(5) 電子記録債務	(233,922)	(233,922)	—
(6) 短期借入金	(13,700)	(13,700)	—
(7) 社債	(235,000)	(217,625)	△17,374
(8) 長期借入金	(262,500)	(239,637)	△22,862
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債（１年以内に償還予定のものを含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引は全て為替予約の振当処理の要件を満たし、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	48,463

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(１株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. １株当たり純資産額 | 901円29銭 |
| 2. １株当たり当期純利益 | 18円35銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

平成28年 4 月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(4, 915, 763)	流動負債	(1, 609, 043)
現金及び預金	1, 476, 126	支払手形	793, 731
受取手形	1, 130, 432	買掛金	463, 638
売掛金	957, 939	1年内償還予定の社債	80, 000
商品	881, 288	1年内返済予定の長期借入金	75, 000
製品	75, 523	未払金	35, 268
仕掛品	2, 886	未払費用	51, 031
原材料	78, 755	未払法人税等	45, 500
前渡金	8, 143	前受金	4, 781
前払費用	12, 972	預り金	8, 958
繰延税金資産	31, 921	賞与引当金	49, 900
その他	262, 598	その他	1, 234
貸倒引当金	△2, 824		
固定資産	(2, 069, 561)	固定負債	(567, 351)
有形固定資産	(1, 411, 695)	社債	155, 000
建物	706, 117	長期借入金	187, 500
構築物	22, 512	退職給付引当金	116, 531
機械装置	36, 502	役員退職慰労引当金	108, 320
工具器具備品	47, 617		
土地	598, 944	負 債 合 計	2, 176, 395
無形固定資産	(100, 525)	純 資 産 の 部	
借地権	59, 553	株主資本	(4, 775, 382)
商標権	2, 400	資本金	887, 645
ソフトウェア	31, 013	資本剰余金	(1, 094, 103)
その他	7, 558	資本準備金	1, 038, 033
投資その他の資産	(557, 340)	その他資本剰余金	56, 069
投資有価証券	162, 405	利益剰余金	(2, 990, 574)
関係会社株式	176, 943	利益準備金	78, 600
出資金	460	その他利益剰余金	(2, 911, 974)
関係会社出資金	97, 386	別途積立金	2, 176, 401
破産更生債権等	13, 297	繰越利益剰余金	735, 572
長期前払費用	562	自己株式	△196, 940
繰延税金資産	33, 978	評価・換算差額等	(33, 547)
その他	85, 603	その他有価証券評価差額金	33, 547
貸倒引当金	△13, 297		
		純 資 産 合 計	4, 808, 929
資 産 合 計	6, 985, 325	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6, 985, 325

損 益 計 算 書

平成27年 5 月 1 日から
平成28年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		7,910,376
売上原価		6,489,520
売上総利益		1,420,856
販売費及び一般管理費		1,360,057
営業利益		60,799
営業外収益		
受取利息	713	
受取配当金	3,999	
受取賃貸料	2,808	
業務受託料	7,200	
その他	8,337	23,059
営業外費用		
支払利息	790	
社債利息	1,537	
為替差損	54	
その他	758	3,140
経常利益		80,717
特別利益		
固定資産売却益	8,247	
投資有価証券売却益	63,627	71,875
特別損失		
固定資産売却損	3,602	
固定資産除却損	901	
減損損失	37	
投資有価証券評価損	526	5,067
税引前当期純利益		147,525
法人税、住民税及び事業税	53,052	
法人税等調整額	6,906	59,958
当期純利益		87,566

株主資本等変動計算書

平成27年 5 月 1 日から
平成28年 4 月 30 日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
平成 27 年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,038,033	58,872	78,600	2,176,401	707,759
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰余金の配当						△59,753
当期純利益						87,566
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2,802			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,802	—	—	27,813
平成 28 年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	735,572

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成 27 年 5 月 1 日 残 高	△60,317	4,886,994	79,173	4,966,168
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰余金の配当		△59,753		△59,753
当期純利益		87,566		87,566
自己株式の取得	△146,841	△146,841		△146,841
自己株式の処分	10,218	7,416		7,416
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△45,625	△45,625
事業年度中の変動額合計	△136,623	△111,612	△45,625	△157,238
平成 28 年 4 月 30 日 残 高	△196,940	4,775,382	33,547	4,808,929

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格などに基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

当事業年度における該当資産はありません。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の計算書類に与える影響額はありません。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年5月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度において使用した32.30%から、平成28年5月1日に開始する事業年度及び平成29年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,257千円減少し、法人税等調整額は3,994千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	130,809千円
------	-----------

2. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券	38,190千円
--------	----------

上記に対応する債務

買掛金	110,052千円
-----	-----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

911,579千円

4. 保証債務（関係会社銀行借入保証）

13,700千円

5. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	231,584千円
--------	-----------

短期金銭債務	8,524千円
--------	---------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	売上高	18,762千円
------	-----	----------

仕入高	105,843千円
-----	-----------

販売費及び一般管理費	5,188千円
------------	---------

営業取引以外の取引高	10,342千円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	343,096株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	貸倒引当金	870千円
	賞与引当金	15,399千円
	貯蔵品	369千円
	未払事業税等	3,608千円
	未払事業所税	352千円
	たな卸資産評価損	9,257千円
	未払費用	2,255千円
	(流動) 繰延税金資産の小計	32,112千円
	評価性引当額	△191千円
	(流動) 繰延税金資産の合計	31,921千円

(固定の部)

繰延税金資産	投資有価証券評価損	5,164千円
	貸倒引当金	4,103千円
	役員退職慰労引当金	33,221千円
	退職給付引当金	35,681千円
	ゴルフ会員権評価損	3,874千円
	土地評価損	2,953千円
	その他	665千円
	(固定) 繰延税金資産の小計	85,665千円
	評価性引当額	△38,248千円
	(固定) 繰延税金資産の合計	47,416千円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△13,437千円
	(固定) 繰延税金資産の純額	33,978千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末 残高 (注4)
子会社	丸幸(株)	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 事務所賃貸借 契約の締結 経営管理契約 の締結 業務委託契約 の締結	資金の貸付	1,030,000	短期貸付金	230,000
				利息の受取 (注1)	454	流動資産 その他	6
				家賃の受取 (注2)	2,688	前受金	241
				経営管理料 及び業務委 託料の受取 (注3)	7,200	前受金	594

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 金利については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

注2. 賃料については近隣の賃料相場等を勘案して決定しております。

注3. 経営管理料及び業務委託料については協議の上決定しております。

注4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	837円45銭
2. 1株当たり当期純利益	15円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アゼアス株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アゼアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 祐 暢 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アゼアス株式会社の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月20日

アゼアス株式会社 監査役会

常勤監査役 安 部 惣二郎 ㊞

社外監査役 加 毛 修 ㊞

社外監査役 廣 重 正 喜 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は57,423,050円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年7月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	改 正 案
第5章 監査役、監査役会および会計監査人 (選任) 第24条 2. 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	第5章 監査役、監査役会および会計監査人 (選任) 第24条 2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は平成28年6月24日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役7名及び監査役3名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功勞に報いるため、当社の定める基準に従い、功勞加算金を含めた退職慰労金の打切り支給をしたいと存じます。

また、支給の時期は各取締役及び各監査役の退任する時といたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
すずき ひろお 鈴木 裕 生	昭和53年6月 (株)千代田屋（現 アゼアス(株)）取締役 平成27年7月 当社取締役会長（現任）
くろだ りょう 黒 田 良	平成26年7月 当社取締役 平成27年7月 当社代表取締役社長（現任）
さいとう ふみあき 斉 藤 文 明	平成19年7月 当社取締役 第一事業部長 平成28年5月 当社取締役執行役員 防護服・環境資機材営業部部長（現任）
はば つねひこ 羽 場 恒 彦	平成21年7月 当社取締役経理部部長 平成27年8月 当社取締役執行役員 総務経理部部長（現任）
よこやま たろう 横 山 太 郎	平成24年7月 当社取締役執行役員たみ資材営業部部長 平成28年5月 当社取締役執行役員 サプライチェーン部部長（現任）
やまおか つかさ 山 岡 司	平成27年7月 当社取締役執行役員 アパレル資材営業部部長（現任）
ふじもと よしなり 藤 本 凱 也	平成27年7月 当社社外取締役（現任）
あんべ そうじろう 安 部 惣二郎	平成25年7月 当社監査役（現任）
か も お さ む 加 毛 修	平成18年7月 当社社外監査役（現任）
ひろしげ まさよし 廣 重 正 喜	平成18年7月 当社社外監査役（現任）

第4号議案 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（社外取締役を除きます。）が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること並びに、社外取締役及び監査役が、社外取締役にあつては監督、監査役にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成24年7月27日開催の第71期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額300,000千円以内。ただし使用人給与分は含みません。）及び監査役の報酬限度額（年額50,000千円以内。）とは別枠で、新たに取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）に対する株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名です。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程（ただし、役員株式給付規程のうち、監査役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役、監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成29年4月末日で終了する事業年度から平成33年4月末日で終了する事業年度までの5事

業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための株式の取得資金として、取締役分として63百万円（うち社外取締役分3百万円）、監査役分として7百万円、合計70百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として、取締役分として63百万円（うち社外取締役分3百万円）、監査役分として7百万円、合計70百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成28年6月23日の終値での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額70百万円を原資に取得する株式数は、147,300株となります。

当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年9月または10月（予定））後遅滞なく取得するものとし、その詳細につきましては、適時適切に開示します。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、社外取締役及び監査役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与します。

取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までには当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）取締役等に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（５）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

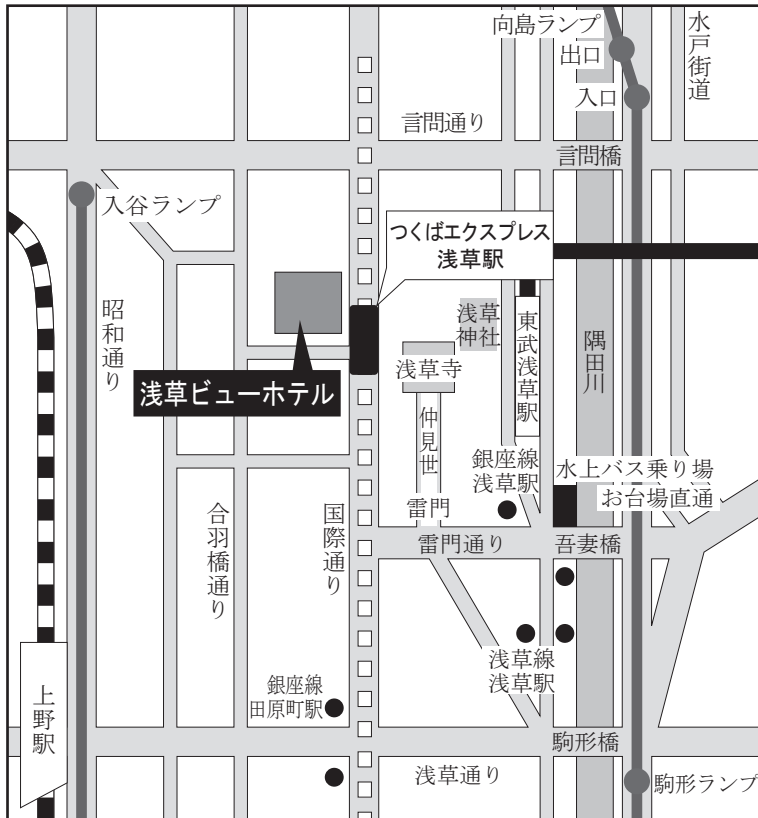
以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔の間



- ・ つくばエクスプレス「浅草駅」 A2番出口 (徒歩1分)
- ・ 地下鉄・銀座線「田原町駅」 3番出口 (徒歩7分)
- ・ 地下鉄・銀座線「浅草駅」 1番出口 (徒歩10分)
- ・ 地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 4番出口 (徒歩13分)
- ・ 私鉄・東武線「浅草駅」 松屋出口 (徒歩10分)
- ・ JR「上野駅」 タクシー5分